宮崎県ＩＣＴ活用工事実施要領（港湾版）

令和８年３月１９日
県土整備部港湾課

（趣旨）

第１　この要領は、宮崎県県土整備部が「港湾土木請負工事積算基準」に基づいて積算し、発注する港湾工事のうち、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事（以下「ＩＣＴ活用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　ＩＣＴ活用工事とは、次に掲げる①から⑤までの各段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事とする。

①　３次元起工測量（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT 海上地盤改良工）
②　３次元数量計算（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT 海上地盤改良工）
③　ＩＣＴを活用した施工（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT ブロック据付工、ICT 本体工、ICT 海上地盤改良工、）
④　３次元出来形管理等の施工管理（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT ブロック据付工、ICT 海上地盤改良工、）
⑤　３次元データの納品（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT ブロック据付工、ICT 海上地盤改良工、）

（対象工種・実施内容）

第３　ＩＣＴ活用工事の対象工種及び実施内容は、別表１（対象工種）左欄に示す工種及び右欄に示す国土交通省実施要領の「１．ＩＣＴ活用工事」に基づくものとする。

ただし、災害復旧事業や国土交通省所管以外の事業については、所管省庁への変更手続きの要否や予算上の制約の有無等を確認するため、発注者は別途港湾課と協議すること。

（ＩＣＴ活用工事の発注方式）

第４　ＩＣＴ活用工事の発注方式は受注者希望型とし、別表１に掲げる工種のうち、別表２に掲げる目安となる工事内容を満たす工事又は該当工種を含む工事に適用するものとする。

なお、ＩＣＴ活用工事として発注していない工事、「宮崎県ＩＣＴ活用工事実施要領（一般土木版）」に適用される工事及び３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）を適用可能な工事において、受注者からの活用希望があり、発注者との協議が整った場合は、ＩＣＴ活用工事として事後的に設定できるものとし、ＩＣＴ活用工事として設定した後は、受注者希望型と同様の取扱いとする。

（工事成績評定における加点措置）

第５　ＩＣＴ活用工事として第２に掲げる全ての段階でＩＣＴを活用した工事は、「創意工夫」の評定項目において２点の加点とする。なお、一般土木版と併用した場合においても、成績評定の加点は港湾版のみ（一般土木版を加算しない）とする。

（施工管理、監督・検査の対応）

第６　ＩＣＴ活用工事を実施するにあたっては、国土交通省が定める出来形管理要領、出来形管理の監督・検査要領等（別表３）に則り、監督・検査を実施するものとし、監督員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

また、監督・検査に係る機器（３次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

（工事費の積算）

第７　工事の積算については、港湾土木請負工事積算基準（従来施工）に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、「ＩＣＴ活用工事積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ活用工事を発注する場合、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について、見積りを求め、その内容を確認の上、設計変更するものとする。

（現場見学会の実施）

第８　ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。

（ＩＣＴ活用証明書の発行）

第９　ＩＣＴ活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にＩＣＴ活用証明書（別記様式１）を発行する。

なお、証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（アンケート調査）

第１０　発注者がＩＣＴ活用工事の効果検証等に係る調査を行う場合は、受注者はこれに協力するものとする。

（その他）

第１１　本要領によるＩＣＴ活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年 11 月１日から施行する。

別表１　対象工種（第３関係）

対象工種	国土交通省実施要領
１　浚渫工	ＩＣＴ活用工事（浚渫工）実施要領
２　基礎工	ＩＣＴ活用工事（基礎工）実施要領
３　ブロック据付工	ＩＣＴ活用工事（ブロック据付工）実施要領
４　海上地盤改良工	ＩＣＴ活用工事（海上地盤改良工）実施要領
５　本体工	ＩＣＴ活用工事（本体工）実施要領

別表２　ICT 活用工事適用一覧（第４関係）

工種	発注方式適用の目安		各段階におけるＩＣＴの活用（注H）				
	発注者指定型	受注者希望型	①３次元起工測量	②３次元数量計算	③ＩＣＴを活用した施工	④３次元出来形管理	⑤３次元データの納品
1 浚渫工	－	○(注A)	○	○	○	○	○
2 基礎工	－	○	○(注B)	○(注B)	○	○(注C)	○
3 ブロック据付工	－	○	－	－	○	○(注D)	○(注D)
4 海上地盤改良工	－	○	○	○	○	○	○
5 本体工	－	○	－	－	○	－	－

注A：浚渫量10,000m3以上

注B：基礎捨石を行う場合（実施しない場合は対象外）

注C：機械均し（重錘式）または人力均し等を行う場合（実施しない場合は対象外）

注D：消波ブロック据付完了後、構造物が完成形状となった場合（完成形状ではない場合は対象外）

別表３　施工管理要領、監督・検査要領（第７関係）

1	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）
2	３次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）
3	３次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）
4	３次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）
5	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（基礎工編）
6	３次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）
7	３次元データを用いた出来形管理要領（基礎工編）
8	３次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）
9	施工履歴データを用いた出来形管理要領（基礎工編）
10	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）
11	ICT 機器を用いた測量マニュアル（ブロック据付工編）
12	３次元データを用いた出来形管理要領（ブロック据付工編）
13	３次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（ブロック据付工編）
14	マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
15	３次元データを用いた港湾工事数量算出要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
16	３次元データを用いた出来形管理要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
17	３次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
18	施工履歴データを用いた出来形管理要領（海上地盤改良工：床掘工編）
19	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（海上地盤改良工：床掘工編）
20	ICT 機器を用いた出来形管理要領(本体工：ケーソン据付工編)
21	ICT 機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(本体工：ケーソン据付工編)

様式１

令和○○年○月○日

株式会社○○
　○○　○○　様

宮崎県
　○○土木事務所長　　印

ＩＣＴ活用証明書

下記工事について、ＩＣＴの実施を証明する。

工　事　名　：　令和○○年度○○工区○○工事
工　　期　：　令和○○年○月○日～令和○○年○月○日
完成年月日　：　令和○○年○月○日